

国立大学法人島根大学と島根県教育委員会との
高大連携等に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「大学」という。）と島根県教育委員会（以下「委員会」という。）とは、県立高等学校（以下「高校」という。）と大学との連携及び協力（以下「高大連携」という。）をはじめ、教育分野で相互に連携協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と委員会が高大連携をはじめ、教育分野で相互に連携協力を行うことにより、島根県における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、大学と委員会が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) カリキュラム開発に関する事
- (2) キャリア教育に関する事
- (3) 課題解決型学習に関する事
- (4) 高大接続に関する事
- (5) 大学の特色ある教育研究に触れる機会の高校生等への提供に関する事
- (6) その他大学と委員会が相互に必要と認める事項に関する事

（検討組織）

第3条 前条の事項の具体化を図るため、検討組織を設置する。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、大学、委員会いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、大学と委員会が協議して決定する。

2 連携協力について、協定書に定めているもの以外に、その他必要な事項は、大学と委員会が協議して別に定めるものとする。

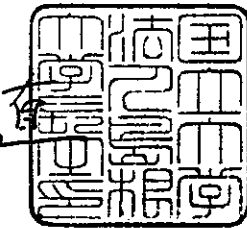
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学と委員会両者がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

松江市西川津町1060
国立大学法人島根大学

学長

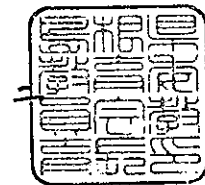
服部 泰



松江市殿町1番地
島根県教育委員会

教育長

野津 健



国立大学法人島根大学と島根県教育委員会との
高大連携に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「大学」という。）と島根県教育委員会（以下「委員会」という。）とは、県立高等学校（以下「高校」という。）と大学との連携及び協力（以下「高大連携」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と委員会が高大連携を行うことにより、高校及び大学における教育・研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、大学と委員会が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）カリキュラム開発に関すること
- （2）キャリア教育に関すること
- （3）課題解決型学習に関すること
- （4）パイロットモデル校の設定及び当該モデル校における取組の推進に関すること
- （5）大学の特色ある教育研究に触れる機会（「先端金属素材グローバル拠点の創出」、「しまねガールズ・サイエンスプロジェクト」等）の高校生への提供に関すること
- （6）その他大学と委員会が相互に必要と認める事項に関すること

（検討組織）

第3条 前条の事項の具体化を図るため、検討組織を設置する。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、大学、委員会いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、大学と委員会が協議して決定する。

2 連携協力について、協定書に定めているもの以外に、その他必要な事項は、大学と委員会が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学と委員会両者がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年 2月28日

松江市西川津町1060
国立大学法人島根大学

学長

眼部 泰 彦 

松江市殿町1番地
島根県教育委員会

教育長

新 田 英 春 